

賛助会員に関する規程

平成 24 年 12 月 22 日制定

第 1 条 賛助会員とは、定款第 5 条 2 項 (3) に定めたとおり、本会の目的に賛
同し、正会員の資格を有しない者で、理事会で承認された個人または団体。

第 2 条 賛助会員は

- (1) 本会雑誌等にその名を掲載される。
- (2) 本会の雑誌・ニュース・その他情報を受け取る事が出来る。
- (3) 本会主催の行事に参加することができる。
- (4) 賛助会員継続書類が必要であれば、請求することが出来る。

第 3 条 会費

年間 20,000 円

第 4 条 入会について

所定の申し込み用紙に記入し、団体の場合は会社の概要等を添付して理事
会に届け出を行うこと。

第 5 条 退会について

退会を希望する場合は、書面にて会長に提出すること。

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。